

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県防災会議条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例	二
○ 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	三
○ 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	四
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県防災会議条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩	

条 例

の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例、福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例及び福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十八号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県条例第五十九号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表十の項ア中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の三第一項の規定に基づく完成検査（同法第三十六条第一項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備についての完成検査に限る。）に係る申請がなされている場合には、当該検査に係る手数料の額は、なお従前の例による。

（消防保安課）

福島県条例第六十号

福島県防災会議条例の一部を改正する条例

福島県防災会議条例（昭和三十七年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「昭和三十六年法律第二百二十三号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第一項を次のように改める。
委員（法第十五条第五項第五号から第八号までに掲げる者をもって充てる者に限る。）の定数は、五十五人以上とする。

第二条第二項中「前項第二号から第四号までに掲げる」を「法第十五条第五項第六号から第八号までに掲げる者をもって充てる」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に任命される福島県防災会議の委員の任期は、改正後の第二条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

（災害対策課）

福島県条例第六十一号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「浅川町 小野町」を「浅川町」に改める。

別表第三中「三春町」を「三春町 小野町」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県条例第六十二号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例（平成十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第六十三号

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（令和五年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「本宮市 只見町」を「田村市 本宮市 川俣町 只見町 矢吹町 石川町 平田村 小野町 浪江町」に改める。
別表第二中「本宮市」を「田村市 本宮市 矢吹町 平田村 小野町 浪江町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条各号及び第二条各号に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において「田村市、川俣町、矢吹町、石川町、平田村、小野町若しくは浪江町（以下「田村市等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、田村市等の長がした処分その他の行為又は田村市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

福島県条例第六十四号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「楡葉町」を「楡葉町 浪江町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては浪江町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、浪江町長がした処分その他の行為又は浪江町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（土木総務課用地室）

福島県条例第六十五号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例（昭和六十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(下水道課)

福島県条例第六十六号

福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十四年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(企業総務課)

福島県条例第六十七号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第六十八号

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。第七条の二において「特措法」という。」を加える。

第七条第一項各号列記以外の部分中「以下この項において同じ」を「以下同じ」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等)

第七条の二 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置

については、特措法第七条に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。
第八条中「前条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県条例第六十九号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例(昭和二十九年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄中「、字諏訪前」、「字大堰」、「字中ノ目」、「字五輪下、字下堰」及び「字天神南」を削り、「新屋敷二丁目、新屋敷二丁目、不動前二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、名郷田二丁目、名郷田二丁目」を「不動前二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、名郷田二丁目、名郷田二丁目、備前館二丁目、備前館二丁目」に改め、「富田東六丁目」の下に「、富田西二丁目、富田西二丁目、富田西三丁目、富田西四丁目、富田西五丁目、富田西六丁目」を加え、同表福島県猪苗代警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

- 耶麻郡のうち北塩原村(大字松原のうち字秋元、字大府平、字大府平原、字大府平原山、字小野川、字小野川原、字剣ヶ峯、字甚九郎沢山、字曾原山、字蛇平原山、字築部沢山、字湯平山、字秋元原、字荒狩沢山、字荒狩山、字荒砂、字荒砂沢山、字井戸窪山、字青木口山、字大冷水、字大府平山、字京ヶ森、字小磐梯山、字寺沢山、字中津川山、字七曲山、字丸森山、字水上山、字水草沢山、字猫魔山及び字西吾妻山に限る。)、
- 磐梯町、猪苗代町

別表福島県いわき東警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

- いわき市(江名、折戸、中之作、永崎、小名浜上神白、小名浜下神白、小名浜、小名浜岡小名、小名浜南富岡、小名浜大原、小名浜相子島、小名浜住吉、小名浜島、小名浜野田、小名浜岩出、小名浜林城、小名浜金成、小名浜玉川町、鹿島町御代、鹿島町船戸、鹿島町久保、鹿島町下蔵持、鹿島町上蔵持、鹿島町走熊、鹿島町下矢田、鹿島町米田、鹿島町飯田、泉町本谷、泉町滝尻、泉町下川、泉町黒須野、泉町、泉町玉露、渡辺町洞、

渡辺町泉田、渡辺町昼野、渡辺町田部、渡辺町松小屋、渡辺町中釜戸、渡辺町上釜戸、鹿島町鹿島、洋向台一丁目、洋向台二丁目、洋向台三丁目、洋向台四丁目、洋向台五丁目、泉ヶ丘二丁目、泉ヶ丘三丁目、泉ヶ丘三丁目、泉玉露一丁目、泉玉露二丁目、泉玉露三丁目、泉玉露四丁目、泉玉露五丁目、泉玉露六丁目、泉玉露七丁目、湘南台一丁目、湘南台二丁目、中部工業団地、葉山一丁目、葉山二丁目、葉山三丁目、泉もえぎ台一丁目、泉もえぎ台二丁目、泉もえぎ台三丁目、泉滝尻一丁目、泉滝尻二丁目及び泉滝尻三丁目に限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄の改正規定は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十六条の規定に基づき郡山市長が行う同法第百三条第四項の規定による県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業の換地処分に係る公告があった日の翌日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第七十号

福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

福島県監査委員に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同条第二項第四号中「第二百四十三条の二の二第八項後段」を「第二百四十三条の二の八第八項後段」に改め、同条第三項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二第七第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（監査総務課）